

平成19年度第2回指定地域密着型サービス事業者の選定結果及び
平成20年度第1回指定地域密着型サービス事業者の募集について

1 平成19年度第2回指定地域密着型サービス事業者(候補)の選定結果

平成19年度第1回募集において、選定件数が募集件数に満たなかった夜間対応型訪問介護及び認知症対応型共同生活介護について、追加募集、選定を行った。

(1) 日程

平成19年10月 1日 事前協議の受付開始
11月30日 事前協議の受付締切り
12月中 事前協議書の書類審査、協議者に対するヒアリング等
平成20年 1月25日 地域密着型サービス運営委員会(介護保険事業計画ワーキンググループ)の意見聴取
2月12日 協議者に対する選定結果の通知

※ 現在、協議者において、関係行政機関への申請・協議手続や地元住民への説明等が行われており、それらが整い次第、工事に着工する予定である。

(2) 募集及び選定結果の状況

ア サービス種類ごとの応募数及び選定件数

	募集 件数	応募件数		選定結果	
		法人	事業	件数	事業所所在地
夜間対応型訪問介護	2	0	0	—	—
認知症対応型通所介護					
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護	3	2	2	1	右⑩
地域密着型特定施設					

イ 法人の種別

	社会福祉 法人	医療法人	民法法人	営利法人	特定非営利 活動法人	計
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—	—	0
認知症対応型通所介護	—	—	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	—	—	—	1	—	1
地域密着型特定施設	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	1	—	1

ウ 選定後の状況(日常生活圏域別) 別紙1のとおり

2 平成20年度第1回地域密着型サービス事業者の指定に係る事前協議の受付

3月3日(月)から、地域密着型サービス事業者の指定に係る事前協議を受け付けている。
なお、今回の受付が、第3期介護保険事業計画の事業計画期間中、最後の受付である。
平成20年度第2回目の受付については、第4期介護保険事業計画の素案の公表後に、
当該素案の平成21年度の整備目標数に基づいて行う予定である。

- (1) 事前協議を受け付けるサービスの種類及び事業所数並びに優先的に募集する区域
別紙2のとおり。

注1) 応募件数が募集件数を上回る場合は、原則として、募集件数の範囲内で選定を行う。

注2) 複数のサービスを一体的に運営する場合、一体的に運営するサービスの全てについて、一体的
に運営するサービスのうち最も優先度が高いサービスの優先度によって取り扱う。

- (2) 事前協議の受付期間

平成20年3月3日(月)～5月16日(金)

- (3) 選定までの流れ (予定)

平成20年2月下旬 介護保険課ホームページに募集案内掲示

3月 3日 事前協議の受付開始

3月10日 事業者説明会

5月16日 事前協議の受付締切り

5～6月 事前協議書の書類審査、計画地の現地調査及び協議者の運営
する既存事業所への実地調査(*)、地域密着型サービス運営委
員会(介護保険事業計画ワーキンググループ)の意見聴取

* 書類審査を通過した案件のみ実施。問題があることが判明した場合は、当
該協議案件を選定しない。

7月中 協議者に対する選定結果の通知

- (4) 選定しない場合 (募集要項に明示)

ア 事前協議書の記載について補正困難な不備があるとき又は指示した期間内に記載
不備の補正若しくは添付書類の追加の指示に応じないとき。

イ 協議者又は協議者の役員に違法行為又は不正行為による処分歴があるとき。

ウ 協議事業の計画地と同一の日常生活圏域内に、既に同一種類のサービスに係る
事業所があるとき。

エ 協議事業の計画地が工業専用地域又は市街化調整区域であるとき。

オ 協議事業を実施することにより、協議事業と同一種類のサービスに係る利用定員
の総数が、計画地及び近隣(同一区・支所内)の日常生活圏域の必要利用定員総数
の合計を超過するとき。

カ 既存建物を利用する場合において、当該建物がいわゆる違法建築であるとき。

キ 事前協議書の記載内容の評価が一定の水準を下回るとき。

ク 既存事業所において繰り返し指導を受けている等、その他協議事業の実施について、
著しい支障があるとき。

(5) 整備費補助

社会福祉法人、医療法人又は民法第34条法人若しくはNPO法人が、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は地域密着型特定施設（ケアハウスのみ）を整備する場合については、本市が市町村交付金によって整備費補助を行う場合がある。整備補助を希望する事業者については、事前協議と同時に対応する。整備補助を受ける事業に係る指定は、補助金等の申請手続、整備期間等を踏まえ、選定の翌年度以降とする。

(6) 第3期事業計画期間における募集件数

	募集件数（19年度第2回選定後）		
	18年度選定 済み事業所数 (辞退は除く)	19年度選定 済み事業所数	20年度
夜間対応型訪問介護	3箇所	—	2箇所
認知症対応型通所介護	4箇所(注1)	2箇所	3箇所(注4)
小規模多機能型居宅介護	3箇所	11箇所(注2)	4箇所
認知症対応型共同生活介護	9人分	99人分(注3)	45人分
	1ユニット	11ユニット	5ユニット
地域密着型特定施設	—	58人分	—

注1)既存の一般型通所介護事業所3箇所が認知症対応型通所介護事業所への転換を希望したため、募集件数を超えて選定した。

注2)整備費補助の交付手続きによる基盤整備の遅れを防ぐため、募集9箇所に対して11箇所を選定した。第3期事業計画期間中の募集件数を2箇所超過する分の調整については、21年度上半期分を募集する際に行う。

注3)1ユニット9人分については、既存事業所が日常生活圏域を超えて移転するもの。

注4)平成19年度中に認知症対応型通所介護事業所1箇所が廃止されたことから、その分を上乗せして募集している。

既に事業所がある又は整備予定がある日常生活圏域(●)

区・支所	圏域	学区	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設
北区	北①	小野郷, 中川, 鷹峯, 金閣				
	北②	衣笠, 大將軍	●			
	北③	大宮, 紫竹, 待鳳	●	●	●	
	北④	鳳徳, 紫明, 出雲路	●	●	●	
	北⑤	雲ヶ畑, 柊野, 上賀茂, 元町			●	
	北⑥	楽只, 柏野, 紫野				
上京区	上京①	乾隆, 嘉楽, 翔鸞, 正親	●		●	●
	上京②	京極, 待賢, 小川, 滋野, 中立, 春日				
	上京③	出水, 仁和		●	●	
	上京④	成逸, 室町, 聚楽, 桃園, 西陣				
左京区	左京①	久多, 大原			●	
	左京②	松ヶ崎, 上高野, 八瀬		●	●	
	左京③	新洞, 川東, 聖護院, 岡崎, 吉田				
	左京④	花脊, 広河原		●		
	左京⑤	静市, 鞍馬		●	●	
	左京⑥	下鴨, 葵		●		
	左京⑦	岩倉			●	
	左京⑧	修学院第一, 修学院第二			●	
	左京⑨	北白川, 錦林東山, 浄楽	●		●	
	左京⑩	養正, 養徳	●		●	
中京区	中京①	教業, 朱雀第一, 朱雀第二, 朱雀第六			●	
	中京②	朱雀第四, 朱雀第五, 朱雀第八				
	中京③	城巽, 本能, 乾			●	
	中京④	朱雀第三, 朱雀第七	●			
	中京⑤	富有, 柳池, 銅駝, 生祥, 立誠				
	中京⑥	竹間, 初音, 日彰, 梅屋, 龍池, 明倫	●			
東山区	東山①	一橋, 月輪, 今熊野	●		●	
	東山②	六原, 清水, 貞教, 修道		●		
	東山③	有濟, 粟田, 新道, 弥栄				

区・支所	圏域	学区	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設
山科区	山科①	音羽, 大塚, 音羽川			●	
	山科②	西野, 山階, 安朱	●			
	山科③	山階南, 百々, 勸修			●	
	山科④	小野, 大宅		●	●	
	山科⑤	鏡山, 陵ヶ岡			●	
下京区	下京①	大内, 七条, 西大路			●	
	下京②	格致, 醒泉, 植柳, 安寧, 梅逕	●		●	
	下京③	稚松, 皆山, 菊浜, 崇仁				
	下京④	永松, 開智, 豊園, 成徳, 有隣, 修徳, 尚徳				
	下京⑤	郁文, 淳風, 光徳, 七条第三	●	●	●	
南区	南①	山王, 九条弘道, 九条, 九条塔南, 梅逕, 東梅逕				
	南②	祥栄, 久世	●		●	
	南③	東和, 陶化, 上鳥羽		●		
	南④	南大内, 唐橋				
	南⑤	吉祥院, 祥豊		●	●	
右京区	右京①	嵯峨, 広沢, 水尾, 宕陰	●		●	
	右京②	高雄, 宇多野				●
	右京③	御室, 花園				
	右京④	嵯峨野, 嵐山				
	右京⑤	北梅津, 梅津				
	右京⑥	常磐野		●	●	
	右京⑦	南太秦, 太秦			●	
	右京⑧	安井, 山ノ内				
	右京⑨	西院第一, 西院第二				
	右京⑩	京北第一, 京北第二, 京北第三	●		●	
	右京⑪	西京極, 西京極西, 葛野	●		●	
西京区	西京①	松陽, 松尾, 嵐山東	●	●	●	
	西京②	桂徳, 桂東, 川岡東, 川岡	●	●	●	
	西京③	桂, 桂川				
	西京④	檉原			●	
洛西支所	洛西①	大枝, 桂坂, 福西, 新林			●	
	洛西②	大原野, 境谷, 竹の里				

区・支所	圏域	学区	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設
伏見区	伏見①	板橋, 下鳥羽	●	●	●	
	伏見②	南浜				
	伏見③	久我, 久我の杜, 羽束師, 横大路	●		●	●
	伏見④	向島, 向島藤ノ木				
	伏見⑤	向島南, 向島二ノ丸, 向島二ノ丸北			●	
	伏見⑥	竹田, 住吉				
	伏見⑦	納所, 淀, 美豆				
	伏見⑧	桃山, 桃山東, 桃山南	●	●	●	
深草支所	深草①	稲荷, 砂川		●		
	深草②	藤城, 藤ノ森		●	●	
	深草③	深草	●	●	●	
醍醐支所	醍醐①	小栗栖, 小栗栖宮山, 石田		●		
	醍醐②	日野, 春日野				
	醍醐③	北醍醐, 醍醐西				
	醍醐④	醍醐, 池田, 池田東	●	●	●	

平成20年1月11日現在

募集する地域密着型サービス事業所数（平成20年度第1回）

※ 募集区域における優先順位は、(A)>(B)>(C)>（その他の区域）として設定しています。

夜間対応型訪問介護事業所

募集箇所数	募集する区域
2箇所程度	全市単位。ただし、山科区をサービス提供エリアに含むものを優先します。

認知症対応型通所介護事業所

募集箇所数	優先的に募集する区域		
3箇所程度	(A)洛西	(B)左京・山科	(C)上京・南・右京・深草

小規模多機能型居宅介護事業所

募集箇所数	優先的に募集する区域		
4箇所程度	(A)中京・洛西	(B)上京・山科・右京	(C)北・東山・下京・伏見

認知症対応型共同生活介護事業所

募集箇所数	優先的に募集する区域		
5ユニット程度	(A)	(B)東山・洛西・伏見・深草	(C)上京・中京・下京・南

* 1事業所1ユニットに限る。